

<押印廃止についてのFAQ>

Q1 今回、押印不要の対象となる書類には、どのような書類がありますか？

A1 被保険者・事業主から、健保へ提出していただく申請書類です。

Q2 押印廃止については、押印不要となる対象は誰になりますか？

A2 今まで押印していた全ての方が対象になります。
(被保険者、被扶養者、事業主、社会保険労務士、受取代理人、医師及び助産師 等の押印)

Q3 Wordで入力した書類でも受付できますか？

A3 HPからダウンロードしたWordにご入力して印刷したのも、印刷したものに記入したのも、どちらでも問題ありません。

Q4 今後も、押印が必要な一部の書類には、どのような書類がありますか？

【引き続き押印が必要なもの】

- A4
- 金融機関のお届け印関係:現状、金融機関から押印を求められているため
 - ・預金口座振替依頼書
 - ・金融機関変更届 / 預金口座振替依頼書(口座変更用)
 - 第三者行為関連:自賠償保険の取り扱い上必要であり、損保会社から押印を求めているため
 - ・第三者行為の求償に係る書類の印

Q5 記入間違い等で訂正を行う場合に、訂正印は必要ですか？

A5 ご記入いただいた内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と証明者の氏名(サイン)をご記入ください。

Q6 押印廃止は、いつから適用されますか？

A6 2021年10月1日からです。
※申請書は、9月30日と10月1日にかけて、順次入れ替えます。

Q7 申請書は、e-mail等に添付して申請してもいいですか？

A7 法律により、紙以外での申請方法が認められていないものがあるため、従来通り紙でのご提出をお願いいたします。

※厚木グラウンド・契約保養所の申請書類については、変更があります。
詳しくは、こちら⇒[厚木グラウンドについてのおしらせ](#) ・ [契約保養所についてのおしらせ](#)

Q8 マイオフィスから出した申請書は、今まで通り押印の欄がありますが押印は不要ですか？

A8 マイオフィスから申請書の作成をされた場合には、システム改修が終るまで旧様式(現行様式)の書類のままですが、2021年10月1日以降の押印は不要です。
※新しい様式への変更については、順次対応していきます。
(システム改修完了予定 : 2021年度末)